

出典：裁判所ホームページ (<https://www.courts.go.jp>) の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 43(オ)26	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	損害賠償請求	原審事件番号	昭和 40(ネ)514
裁判年月日	昭和 43 年 12 月 24 日	原審裁判年月日	昭和 42 年 9 月 20 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 22 卷 13 号 3413 頁		

判示事項	請負人が第三者に損害を与えた場合において注文者に注文または指図について過失があるとされた事例
裁判要旨	請負人の過失により建築中の建物が倒壊し、隣家の居住者に損害を与えた場合において、注文者が、土木出張所から建物の補強仕事を完備するよう強く勧告を受けたにもかかわらず、請負人にその仕事をさせることなく、所定の間中検査も受けないままで瓦葺作業に取りかからせたため、瓦の重みで右建物が倒壊するに至った等判示の事情があるときは、右注文者に、注文または指図について過失があつたものというべきである。

全文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人浦田仙造の上告理由について。

上告人は、昭和三八年五月初、小学校の旧校舎の払下げを受けて密柑撰果場を新築しようとして企図し、訴外Dにこれを請け負わせて工事にとりかからせたが、早生密柑の出荷が始つたために工事を急がせすぎ、農地である敷地について転用許可手続をせず、かつ、知事宛の建築確認申請手続をとらずに工事に着工させたために、唐津土木出張所から即時工事を中止すべきことを命ぜられるとともに、右各申請手続をし、同時に建物の補強仕事を完備するよう強く勧告された旨、しかして、上告人らはこの指示に基づいて右各申請手続を了し、補強工事を行うことにしたうえで工事を続行する段取りとなつたが、上告人は、密柑の収穫期がおし迫つた折から、右Dに、前記の補強仕事を全然させることなく、また、所定の間中検査をも受けないままで瓦葺作業に取り掛らせたため、西側屋根上に積み上げられた瓦約二、〇〇〇枚の重みで右建築中の建物が倒壊するに至つた旨の原審の事実認定は、原判決挙示の証拠に照らして肯認することができる。右事実関係のもとにおいては、上告人としては、少なくとも右建築中止命令以後においては、倒壊、損害防止上相当の補強仕事をすべきことを十分認識していたものというべきであるから、補強工事をせずしてかかる作業を命ずることのないよう、また、もし右請負人において補強仕事を施行せずして右工事を続行する場合には、時期を失せず工事を中止させる等の措置を執るべき注意義務があるものというべきである。しかるに、これらの措置を講じないで敢えて右工事の続行を黙過した上告人は、注文者として注文または指図について過失があつたものといわなければならない。したがつて、これと同旨の見解に立ち、上告人に対し民法七一条但書の注文者の責任を肯定した原審の判断は相当であり、原判決に所論の

違法はない。所論は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断ないしは事実の認定を非難するに帰し、採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 横田正俊 裁判官 田中二郎 裁判官下村三郎 裁判官 松本正雄 裁判官 飯村義美)

※参考：判例タイムズ 230号 174頁、判例時報 545号 57頁